

証券コード 6463
平成30年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
T P R 株 式 会 社
代表取締役会長兼CEO 富田 健一

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
新丸の内センタービル 10階 当社 本社会議室
(末尾の会場案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第85期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第85期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに
監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎下記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<http://www.tpr.co.jp>)に掲載していますので、本招集ご通知には記載していません。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ(<http://www.tpr.co.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

事業のご報告に先立ちまして、当連結会計年度に判明した連結子会社である株式会社ファルテックによる不適切な会計処理により、第3四半期決算発表の遅延を発生させてしまいましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は株式会社ファルテックにおける再発防止策を実行することはもとより、当社及びグループ子会社のコンプライアンスを徹底し、株主の皆様のご期待に添えますよう努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

① 企業集団をめぐる経済環境

当連結会計年度を取り巻く経済環境は、不安定・不透明要因を抱えながらも、総じて緩やかな景気回復で推移致しました。我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が持ち直し、設備投資や輸出も増加したことから、穏やかな回復基調で推移致しました。世界経済は、中国の経済成長の鈍化や米国・欧州の政治・政策リスク、中東や北朝鮮などの地政学的リスクはあるものの、米国で景気回復が続く、中国をはじめとするアジアも景気の持ち直しが見られるなど、総じて回復基調となりました。

② 業界の状況

当社グループが主として関連する自動車業界におきましては、国内は小型車を中心に販売が回復し、輸出も増加致しました。海外も米国で販売が減少したものの、アジア・欧州で需要が増加し、世界の自動車生産台数は前期に比べて増加致しました。

③ 企業集団の状況

こうした経済環境のもと、当連結会計年度の売上高は6.8%増の1,873億円となりました。利益面では、連結子会社である株式会社ファルテックにおける不適切な会計処理に係る修正があったものの、売上増による増産効果と継続的な原価低減活動の推進、経費圧縮等を実行し、営業利益、経常利益ともに増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度において投資有価証券売却益などの一時的要因があったことにより減少致しました。

当連結会計年度の業績数値につきましては、次のとおりであります。

売上高	1,873億98百万円	(前年同期比)	6.8%増)	
営業利益	207億75百万円	(〃	1.3%増)
経常利益	240億23百万円	(〃	3.0%増)
親会社株主に帰属する 当期純利益	121億54百万円	(〃	1.0%減)

セグメントの業績概況は、次のとおりであります。

<TPRグループ（除くファルテックグループ）>

① 日本

日本は、国内自動車生産台数の増加等により、売上高は457億6百万円で前期に比べて36億30百万円の増収となりました。セグメント利益は原材料の高騰等により52億84百万円で前期に比べて3億79百万円の減益となりました。

② アジア

アジア地域は、中国やインドで自動車生産台数が増加したこと等により、売上高は359億7百万円で前期に比べて33億26百万円の増収となりました。セグメント利益は116億14百万円で前期に比べて7億79百万円の増益となりました。

③ 北米

北米地域は、米国で受注が増加したことや為替の影響等により、売上高は154億44百万円で前期に比べて4億36百万円の増収となりました。セグメント利益は原材料の高騰や製品構成の変化等により18億4百万円で前期に比べて2億77百万円の減益となりました。

④ その他地域

その他地域は、欧州の市場回復や南米の受注増加等により、売上高は28億47百万円で前期に比べて6億1百万円の増収となりました。セグメント利益は8億98百万円で前期に比べて3億81百万円の増益となりました。

<ファルテックグループ>

国内自動車生産台数の増加並びにミリ波レーダーカバーや電装品など新商品の受注増加等により、売上高は874億93百万円で前期に比べて40億5百万円の増収となりました。セグメント利益は過年度の不適切な会計処理に係る修正等により9億25百万円で前期に比べて6億55百万円の減益となりました。

(2) 設備投資の状況

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・合理化設備の拡充（日本拠点）
- ・ピストンリング、シリンダライナ、焼結製品の生産能力の拡充（アジア拠点）
- ・自動車部品事業の生産設備・工具の拡充（ファルテックグループ）

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

- ・合理化設備の拡充（日本拠点）
- ・シリンダライナ、焼結製品の生産能力の拡充（アジア拠点）

③ 重要な固定資産の売却、撤去、減失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

必要資金は全て自己資金と借入金で賄いました。

(4) 対処すべき課題

17中期経営計画（以下17中計）の最終年度に当る当連結会計年度につきましては、売上高及び営業利益、経常利益ともに、17中計の目標を達成することができませんでした。要因としましては中計策定時の為替との乖離、当社連結子会社の減損、株式会社ファルテックの不適切会計処理、ファルテック英国子会社の新車立上げ費用の増加等となります。しかしながらInnovate&Expand～革新と拡大～のスローガンのもと、積極的な拡販活動を実施した結果、為替要因を除いた受注量としては目標を達成しており、その結果をさらにグローバルにスピーディーに展開すべく、当社グループは2019年3月期を初年度とする20中期経営計画（以下20中計）を策定し、下記を中心とした課題に積極的に取り組み、20中計の目標達成に向けて邁進致します。

- ① グループ経営への本格的シフト
- ② グループにおけるコア商品の圧倒的な競争力（性能・品質・コスト）の実現
- ③ 拡大する自動車市場でのグローバルシェアアップを実現する生産・営業体制の強化
- ④ 新商品の開発・拡大、新事業の創出による、将来の経営基盤の安定化
- ⑤ T P R 2 1パートIV活動による生産拠点の革新的ものづくり力の実現
- ⑥ 上記を支えるグローバル人材の確保・育成と働き甲斐のある職場づくり

また、連結子会社による不適切な会計処理の再発防止につきましては、現在、株式会社ファルテックでは再発防止策を策定・実行しておりますが、当社におきましても、コンプライアンス強化を図るべく、グループ・ガバナンス統轄室を設置し、国内外のグループ各社を対象に会計処理に関わる不正など、業務全般にわたる不正行為を未然に防ぎ、また、不正行為を早期に察知できる仕組みを構築・運用することで、グループ・ガバナンスの強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解と、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 82 期	第 83 期	第 84 期	第 85 期
	自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日	自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日	自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日	自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日
売 上 高 (百万円)	165,849	174,628	175,398	187,398
経 常 利 益 (百万円)	23,063	24,134	23,313	24,023
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	12,658	11,810	12,281	12,154
1株当たり当期純利益(円)	358.93	334.00	346.84	342.88
総 資 産 (百万円)	201,102	197,147	208,932	234,122
純 資 産 (百万円)	98,858	102,655	115,396	131,226
1株当たり純資産額(円)	2,201.28	2,264.98	2,525.47	2,903.71

(6) 重要な親会社、子会社及び関連会社の状況

① 親会社との関係

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
T P R 工 業 (株)	205百万円	100.0%	シリンダライナの製造
T P R 商 事 (株)	90百万円	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
T P R トータルサービス(株)	65百万円	100.0%	建設業、産廃収集業、介護事業、コンビニ事業
T P R プリメック(株)	10百万円	100.0%	ピストンリングの製造
T P R 熱 学 (株)	90百万円	100.0%	遠赤外線機器等の製造
T P R アルテック(株)	100百万円	100.0%	アルミ製品の製造
T P R E K 特殊金属(株)	75百万円	100.0%	電極用銅合金の製造及び販売
T P R サンライト(株)	60百万円	99.0%	産業用ゴムシール部品等の製造及び販売
T P R エンプラ(株)	100百万円	100.0%	工業用プラスチック製品の製造及び販売
(株) ノ ブ カ ワ	50百万円	100.0%	産業用ゴム部品の製造及び販売
ノ ブ カ ワ 商 事 (株)	50百万円	※ 80.0%	産業用ゴム部品の販売
T P R ア メ リ カ 社	300千米ドル	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
フェデラル・モーグル テープライナーズ社	43百万米ドル	※ 54.0%	シリンダライナの製造及び販売
ユナイテッドピストンリング社	21百万米ドル	※ 93.2%	ピストンリングの製造
T P R フェデラル・モーグルテネシー社	20百万米ドル	※ 100.0%	シリンダライナの製造及び販売
T P R ブ ラ ジ ル 社	79百万リアル	※ 100.0%	シリンダライナの製造及び販売
T P R ヨ ー ロ ッ パ 社	204千ユーロ	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
フェデラル・モーグルテー ライナヨーロッパ社	9百万リラ	50.0%	シリンダライナの製造及び販売

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
T P R アシアンセールス (タイランド)社	8百万バーツ	49.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
P T. T P R セールスインドネシア	39,423百万ルピア	※ 100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
P T. T P R インドネシア	359,236百万ルピア	※ 100.0%	ピストンリングの製造
T P R ベトナム社	26百万米ドル	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ、焼結製バルブシート・バルブガイド等の製造及び販売
T P R オートパーツ M F G, インディア社	670百万ルピー	※ 100.0%	シリンダライナの製造及び販売
安慶帝伯粉末冶金有限公司	94百萬元	50.1%	焼結製バルブシート・バルブガイド等の製造及び販売
安慶帝伯格茨缸套有限公司	205百萬元	41.7%	シリンダライナの製造及び販売
南京帝伯熱学有限公司	5百萬元	60.0%	温度調節弁等の製造及び販売
帝伯三俠橡塑製品(上海)有限公司	12百萬元	※ 100.0%	産業用ゴムシール部品等の製造及び販売
帝伯愛爾(天津)企業管理有限公司	12百萬元	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
(株)ファルテック	2,291百万円	55.5%	自動車外装部品、自動車用品の製造及び販売
(株)アルティア	350百万円	※ 100.0%	自動車検査・整備用機器等の製造及び販売
ファルテックアメリカ社	1百万米ドル	※ 100.0%	自動車用品の製造及び販売
ファルテックヨーロッパリミテッド	47百万ポンド	※ 100.0%	自動車外装部品の製造及び販売
広東莞爾特克汽車用品有限公司	20百萬元	※ 70.0%	自動車用品の製造及び販売
佛山莞爾特克汽車零部件有限公司	163百萬元	※ 100.0%	自動車外装部品の製造及び販売
ファルテック SRG グローバル (タイランド)社	662百万バーツ	※ 80.0%	自動車用品の製造及び販売
湖北莞爾特克汽車零部件有限公司	110百萬元	※ 51.0%	自動車外装部品の製造及び販売

- (注) 1. 議決権比率の欄の※印は、当社の子会社による所有を含む比率で表示しております。
2. 当社は、平成29年12月13日付で(株)ノブカワの全株式を取得いたしました。なお、(株)ノブカワ、ノブカワ商事(株)は、平成30年4月1日より、それぞれT P R ノブカワ(株)、T P R ノブカワ商事(株)に社名を変更いたしました。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
安慶帝伯格茨活塞環有限公司	347百萬元	35.7%	ピストンリングの製造及び販売
フェデラル・モーグル テーピーヨーロッパ社	33百万ユーロ	※ 33.3%	ピストンリングの製造及び販売
Y & T パワーテック社	9,000百万ウォン	40.0%	シリンダライナ、焼結製バルブシート・バルブガイドの製造及び販売
フェデラル・モーグル T P R (インディア)社	100百万ルピー	40.0%	ピストンリングの製造及び販売
柳伯安麗活塞環有限公司	89百萬元	35.0%	ピストンリングの製造及び販売

(注) 議決権比率の欄の※印は、当社の子会社による所有を含む比率で表示しております。

(7)重要な企業結合等の状況

1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ノブカワ

事業の内容 産業用ゴム部品の製造及び販売

(2)企業結合を行った主な理由

株式会社ノブカワの株式を取得することにより、今後当社グループのゴム事業における国内外のお客様の幅広いニーズに対応し、ゴム材料分野へのビジネス拡大を進め、ゴム事業規模拡大を図り、企業価値向上に努めるためです。

(3)企業結合日

平成29年12月13日

(4)企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5)結合後企業の名称

株式会社ノブカワ

(6)取得した議決権比率

100%

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式会社ノブカワの全株式を取得したためです。

2. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得原価につきましては、株式取得の相手先との守秘義務に基づき非開示としておりますが、外部の専門家による株価算定に基づき、また、外部の弁護士および公認会計士並びに税理士等による法務・財務に関する調査の結果等を合理的に勘案の上、決定しております。

3. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1)発生したのれん

889百万円

(2)発生原因

期待される将来の収益力に関連して発生したものであります。

(3)償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(8) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、主としてピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、自動車外装部品、自動車用品、自動車検査・整備用機器等の製造販売を行っており、そのほかアルミ製品、工業用プラスチック製品、産業用ゴム部品等の製造販売の事業活動を展開しております。

	事業区分		主要製品
T P R グ ル ー プ	TPRグループ (除くファルテックグループ)	日本	ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、アルミ製品、工業用プラスチック製品、産業用ゴム部品等
		アジア	ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、温度調節弁、産業用ゴムシール部品等
		北米	ピストンリング、シリンダライナ等
		その他地域	ピストンリング、シリンダライナ等
	ファルテックグループ		自動車関連製品： (自動車外装部品：ラジエターグリル、ウインドウモール等)、(自動車用品：エアロパーツ、ルーフレール等)、(自動車検査・整備用機器等)

(9) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

① 当社

本社 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

営業所 東京、浜松、名古屋、大阪、広島

工場 長野県 岡谷市、岐阜県 可児市

② 重要な子会社

重要な子会社の情報は、「1.企業集団の現況に関する事項 (6)重要な親会社、子会社及び関連会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(10) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減
7,104 (927) 名	176名増 (101名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社及び連結子会社の就業員数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
738 (127) 名	2名増 (22名増)	43.4歳	20.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(1) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	10,800百万円
株式会社横浜銀行	5,528
農林中央金庫	3,388
株式会社東邦銀行	3,033
株式会社三井住友銀行	2,924

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 135,000,000株
(2) 発行済株式の総数 36,097,099株
（自己株式 519,308株を含む）
(3) 株主数 4,392名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	出資比率
明治安田生命保険相互会社	2,395千株	6.73%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,293	6.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	2,071	5.82
トヨタ自動車株式会社	2,070	5.81
株式会社みずほ銀行	1,518	4.26
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 380578	1,393	3.91
ヒューリック株式会社	1,231	3.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	1,216	3.42
東京建物株式会社	933	2.62
T P R 取引先持株会	914	2.57

(注) 出資比率は自己株式（519,308株）を控除して計算しております。（小数点第3位以下切捨て）

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における、当社社役員の保有する新株予約権（職務執行の対価として交付したもの）の状況

- ・目的となる株式の種類
普通株式（新株予約権1個につき 100株）
- ・取締役、その他の会社役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次 (行使価額)	行使期間	新株予約権 の数	目的である 株式の数	保有者数
取 締 役 (社外取締 役を除く)	第12回 (1,884円)	平成27年7月1日 ～平成30年6月30日	20個	2,000株	1人
	第13回 (2,787円)	平成28年7月1日 ～平成31年6月30日	140	14,000	4
	第14回 (3,362円)	平成29年7月1日 ～平成37年3月31日	400	40,000	7
	第15回 (2,806円)	平成30年7月1日 ～平成38年3月31日	400	40,000	7

(2) 当事業年度中に、当社使用人または当社子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権等（職務執行の対価として交付したもの）の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①当事業年度末日における、当社執行役員（非会社役員）等の保有する新株予約権等の状況は、次のとおりです。

- ・目的となる株式の種類
普通株式（新株予約権1個につき 100株）

	回次 (行使価格)	行使期間	新株予約権 の数	目的である 株式の数	保有者数
執行役員	第12回 (1,884円)	平成27年7月1日 ～平成30年6月30日	20個	2,000株	1人
	第13回 (2,787円)	平成28年7月1日 ～平成31年6月30日	210	21,000	7
	第14回 (3,362円)	平成29年7月1日 ～平成37年3月31日	340	34,000	14
	第15回 (2,806円)	平成30年7月1日 ～平成38年3月31日	460	46,000	16
元役員	第13回 (2,787円)	平成28年7月1日 ～平成31年6月30日	190	19,000	4
	第14回 (3,362円)	平成29年7月1日 ～平成37年3月31日	180	18,000	3
	第15回 (2,806円)	平成30年7月1日 ～平成38年3月31日	180	18,000	3

②当社株式についての株式分割等を行った場合は、新株予約権の「目的である株式の数」と「行使価額」について必要な調整を実施します。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼CEO	富田 健一	
代表取締役 副会長執行役員	山岡 秀夫	
代表取締役 社長兼COO	岸 雅伸	
取副社長 締執行役員	中村 英剛	管理部門担当
取専務 締執行役員	小松 良幸	営業部門担当
取常務 締執行役員	矢野 和美	生産部門（シリングライナ）担当 TPR工業㈱代表取締役社長
取執行 締役員	唐澤 武彦	海外事業部門担当
取執行 締役員	吉江 博彦	生産部門（ピストンリング、焼結製品）担当
取 締 役	鶴田 六郎	弁護士 J、フロント リテイリング㈱取締役 ㈱三井住友銀行監査役 KYB㈱取締役
取 締 役	本家 正隆	
常勤監査役	小林 純夫	
常勤監査役	波田 隆重	
常勤監査役	加藤 浩	
監 査 役	湊 信幸	みずほ信託銀行㈱理事
監 査 役	尾崎 眞二	損害保険ジャパン日本興亜㈱顧問 オートビジネスサービス㈱代表取締役社長

- (注) 1. 取締役鶴田六郎氏、本家正隆氏は、社外取締役です。
 2. 監査役小林純夫氏、湊信幸氏及び尾崎眞二氏は、社外監査役です。
 3. 平成29年6月29日開催の第84回定時株主総会において、中村英剛氏、矢野和美氏、唐澤武彦氏及び吉江博彦氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
 4. 平成29年6月29日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、平出功氏、高野浩氏、鈴木秀一氏及び小島誠氏は任期満了により取締役を退任されました。
 5. 当社は、取締役鶴田六郎氏及び本家正隆氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
 6. 当社と社外取締役及び社外監査役（常勤監査役の小林純夫氏を除く）との間では、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	14名	363百万円
監 査 役	5	64
合 計 (うち社外役員)	19 (5)	428 (41)

- (注) 1. 上記には、平成29年6月29日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名を含んでいます。
2. 平成23年6月29日開催の第78回定時株主総会において、取締役の報酬等の総額は年額400百万円以内、うち社外取締役分は年額16百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、及び平成26年6月27日開催の第81回定時株主総会において、監査役の報酬等の総額は、年額70百万円以内とそれぞれ決議いただいております。
3. 支給額には、以下のものも含まれております。
- ・当事業年度に係る役員退職慰労引当金として計上した71百万円（取締役14名に対し62百万円、監査役5名に対し8百万円、うち社外役員5名に対し4百万円）
 - ・ストックオプション費用として計上した22百万円（取締役7名）
 - ・株式報酬制度として計上した株式給付引当金繰入額27百万円（取締役8名）
- この株式報酬制度につきましては、2017年6月29日開催の第84回定時株主総会において、取締役報酬額の内枠で決議をいただいております。

②当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成29年6月29日開催の第84回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金322百万円（取締役4名に対し322百万円）を支払うことが確定しております。

なお、上記金額には、上記①及び過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金273百万円が充当されております。

(3) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の業務執行者との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役尾崎眞二氏は、オートビジネスサービス(株)の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社との間には、特別の関係はありません。
- ②他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役鶴田六郎氏は、J. フロント リテイリング(株)、K Y B(株)の社外取締役及び(株)三井住友銀行の社外監査役を兼務しております。なお、当社と各社との間には、特別の関係はありません。
- ③会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
- 該当する事項はありません。

④当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

(開催回数 取締役会18回、監査役会17回)

	取 締 役 会		監 査 役 会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 鶴田六郎	16回	89%	－	－
取締役 本家正隆	17	94	－	－
監査役 小林純夫	18	100	17回	100%
監査役 湊信幸	17	94	17	100
監査役 尾崎眞二	17	94	16	94

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役鶴田六郎氏は、長年にわたる法曹経験を生かした意見発言を行っております。

取締役本家正隆氏は、長年にわたる日本銀行及び金融業界経験を生かした意見発言を行っております。

監査役小林純夫氏、湊信幸氏及び尾崎眞二氏は、長年にわたる金融経験や他社における役員としての経験・知見に基づき意見発言を行っております。

⑤当社子会社から役員として受けた報酬等の総額

該当する事項はありません。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56百万円
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	304百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
 3. 上記①の金額には、当社子会社の不適切な会計処理に係る当社の追加監査業務に対する報酬等6百万円が含まれております。
 4. 上記②の金額には、当社子会社の不適切な会計処理に係る当社及び子会社の追加監査業務に対する報酬等214百万円が含まれております。
- (3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由
監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。
- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、または公序良俗に反する行為等があった場合、若しくは監査品質等の観点から適正な監査を図る必要がある場合において、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、これを株主総会に付議することといたします。
また、監査役会は会計監査人が職務上の義務違反、任務懈怠等により職務の執行に支障があると認められ、解任が妥当と判断した場合は、株主総会を開催せずに監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。
- (5) 責任限定契約の内容の概要
該当する事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は平成18年5月10日開催の取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針を決議した後、平成27年5月22日及び平成28年5月13日開催の取締役会において、それぞれ一部改定を決議いたしました。改定後の内容は下記のとおりです。TPR企業理念のもと、この基本方針に基づき業務の適正を確保してゆくとともに、より効果的な内部統制システムの構築を推進し、継続的な改善を図ってまいります。

なお、金融商品取引法が求める財務報告に関する内部統制報告制度（いわゆるJ-SOX法）についても当社は積極的に取り組みを実施しており、専門家の助言を得ながら適切、適正に対応しています。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、監査役、執行役員、社員を対象とする規程として「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定め、遵守を図るとともに、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として内部通報制度、弁護士事務所による外部通報制度を設置しています。取締役会については「取締役会規程」の定めに基づき、定期または必要に応じて随時の適切な運営が確保されています。更に当社は監査役設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとしています。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持しています。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「リスク管理規程」を定めています。

また、「システムセキュリティ要領」に基づき、進歩するIT技術の有効利用促進と情報漏洩等のリスク予防の両立を図ることとしています。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 効率性の観点から、当社の経営に係る重要事項については、事前にと取締役と専務・常務執行役員で構成する経営会議（以下、「経営会議」）において審議を行ったうえで、取締役会において執行を決定しています。取締役会は月1回定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。経営会議は月2回定例開催し、必要に応じて随時開催しています。
 - b. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織管理規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」においてそれぞれの執行責任者及び責任内容、執行手続を定め、効率的な職務執行が行われるようにしています。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. 「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定めています。この定めに基づき、推進組織として社長を統括責任者とし、コンプライアンス担当役員を責任者として、主要部門長で構成する「コンプライアンス委員会」を設置しコンプライアンス体制の維持・向上を推進しています。
 - b. 社員教育体系の中に必須科目として、コンプライアンスの重要性を教育する内容を組み込んでいます。
 - c. 内部監査部門として、社長直属の部署を設置し、その重要監査領域として、コンプライアンスに係る監査を実施しています。
 - d. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告することとしています。
 - e. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内外からの通報体制の一つとして、弁護士を情報受領者とする通報システムを設置しています。
 - f. 監査役は当社の体制及び内部通報システムの運用に問題があると認める時は、取締役に改善策の策定を勧告することが出来るものとしています。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「TPRグループコンプライアンス基本規程」を定めています。これを基礎として、各グループ各社においてもコンプライアンス規程を定めています。
- ⑦ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてその職務執行状況をモニタリングするものとします。

- ⑧ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「TPRグループリスク管理基本規程」を定めています。子会社各社についても、各社毎のリスク管理規程を定めてリスク管理体制の整備強化に努めています。
- ⑨ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の職務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案のうえ、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督しています。
また、子会社の経営に係る重要事項については、事前に当社経営会議において審議を行ったうえで、子会社の取締役会において執行を決定しています。子会社の取締役会は2か月に1回定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。
- ⑩ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社の取締役等及び使用人は「TPRグループコンプライアンス基本規程」を遵守するとともに、当社と同様に内部通報制度、弁護士事務所による外部通報制度を設置しています。
- ⑪ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
a. 監査役からの要請により、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者2名を任命しています。
b. 当該監査役補助者の独立性を確保するため、その任命・解任・人事異動・人事考課・賃金改定については、監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定しています。
- ⑫ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
監査役への報告体制を整備するため、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期について「特記事項報告書運営要領」を制定して運用しています。当該要領に基づき、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとしています。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来ることとしています。

- ⑬ 子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
子会社の取締役及び使用人は、当社または当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社の監査役会またはコンプライアンス委員会に通報出来る体制としました。通報を受けたコンプライアンス委員会は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べる事が出来るものとしています。監査役は当該子会社に対し事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来、当社及び子会社の取締役に改善策の策定を勧告することが出来るものとしています。
- ⑭ 前2項の報告をした者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人が、当社の監査役、内部監査部署またはコンプライアンス委員会に通報した場合には、匿名性を保持するとともに、通報したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するものとしています。
- ⑮ 監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針
当社監査役職務の執行に伴って生ずる費用については、監査役請求に基づき、職務遂行に支障が生じることのないよう、速やかに処理するものとしています。
- ⑯ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとしています。
- ⑰ 反社会的勢力との関係遮断及び排除するための体制
- a. 当社は、公共性ある企業の義務として反社会的勢力に対抗し、業務の公平性、健全性を維持するために、「TPRグループコンプライアンス基本規程」を制定し、断固たる態度で反社会的勢力を排除することとしています。
 - b. 反社会的勢力対応部署を総務部とし、社内各部門への対応指示徹底及び社外各機関との密接な連絡により、反社会的勢力との関係遮断と排除を徹底します。
 - c. 詐称または代理等により反社会的勢力とは知らずに関係構築してしまった場合、判明した時点あるいは疑念が生じた時点で、社外各機関との密接な連絡により速やかに関係解消するものとしします。
- ⑱ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a. 関係会社を含め、内部監査部門が内部統制システムについて、独立的評価を実施します。
 - b. 独立的評価の結果を踏まえて、社長が内部統制報告書を作成します。
 - c. 内部統制報告書の内容について、外部監査人が監査し評価することで、信頼性の高い財務報告の作成に繋げるものとしします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組み

- ・当社は、「コンプライアンス委員会」を2回開催し、当社及びグループ各社におけるコンプライアンス状況について協議するとともに、内部通報制度及び弁護士を窓口とする外部通報制度のモニタリングを実施しました。
- ・社員コンプライアンス教育として、社内報に関連記事（通報制度の周知）を2回掲載しました。
- ・新任管理職、新入社員、海外赴任者へのコンプライアンス教育をその都度実施しました。

② リスク管理に関する取り組み

- ・当社は、「リスク管理委員会」を2回開催し、当社及びグループ各社における内部リスクの管理について協議するとともに、重要なリスク案件についてモニタリングしました。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の向上に関する取り組み

- ・当社の取締役会は社外取締役2名を含む10名で構成され、常勤監査役3名も出席して18回取締役会を開催し、各議案についての審議及び業務執行状況の監督を実施しました。
- ・当社は、取締役会付議事項その他重要な業務執行を審議するため、経営会議を24回開催しました。

④ 企業集団における業務の適正性の向上に関する取り組み

- ・当社は、子会社の経営に関する重要事項について審議するため、経営会議を24回開催しました。
- ・「コンプライアンス委員会」を2回開催し、グループ各社におけるコンプライアンス状況について協議するとともに、内部通報制度及び弁護士を窓口とする外部通報制度のモニタリングを実施しました。

⑤ 監査役への報告及び監査の実効性確保等に関する取り組み

- ・当社の監査役会は、社外監査役3名を含む5名で構成されており、17回開催し監査に関する重要事項について報告を受けるとともに協議・決議を行いました。
- ・常勤監査役3名は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握したほか、会計監査人、取締役、各部署使用人から必要な報告、説明を受けました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は下記のとおりです。

I. 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。もっとも、当社の株主の在り方について当社は、証券取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えています。

II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、1939年の創業より培ってきた材料・加工・表面処理技術等のものづくりを原点とし、エンジン機能部品メーカーとして、ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート等のパワートレイン部品で、世界のお客様に満足していただくべく努力してまいりました。当社の企業理念である、

『わたくしたちは、動力機構の高度化を原点として、無限の可能性に挑戦し、優れた技術と価値ある商品の世界への提供を通じて、クリーンで、クオリティの高い地球社会の実現に貢献します。』

との精神のもと、事業を展開しています。

また、近年当社は事業の多角化を推進しており、非金属材料産業への参画を進めています。2012年4月に株式会社ファルテックに出資、さらに2017年12月には株式会社ノブカワを子会社化（2018年4月「TPRノブカワ株」に社名変更）し、事業の柱の二本化を図っています。

1. 中長期経営戦略の策定

2015年度からスタートした「17中期経営計画」では、TPRグループが各方面のステークホルダーの皆様のご期待に応え、世界市場で生き抜き勝ち抜くため、下記目標と10項目の基本戦略を制定し推進してきました。

<目指す姿>

「技術力(Technology)・情熱(Passion)・信頼(Reliance)をもって、一段とグローバル化・事業の多角化・イノベーションを進め、価値ある商品を創出し続けるTPRグループを実現する」

<スローガン> ~革新と拡大~ Innovate&Expand

2. コーポレートガバナンス（企業統治）の推進

当社は、企業理念（上記）を制定し、地球社会の一員としての企業を発展させるべく、コーポレートガバナンスの充実に努めています。

① 基本規程として「TPRグループコンプライアンス基本規程」を策定し、企業理念の精神を具体化した役員及び社員の行動指針として定めています。さらに、全社横断組織としてコンプライアンス委員会を設置するなど、企業統治に関する組織、規程を充実させ、企業の透明性、効率性、

健全性を向上するべく推進しています。

- ② 経営の体制として、業務執行と監督機能区分を明確化するため、執行役員制度を平成17年より導入し、更に平成23年からは、会長兼CEOと社長兼COOを新設しました。また、平成28年から取締役会の社外取締役を2名に増員、同じく平成28年から監査役会は5名の内3名を社外監査役とし、経営及び監査役監査の透明性、公平性を確保しています。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下「本対応策」という）

① 本対応策導入の目的

上記Ⅰ. に述べた基本方針に照らして不適切な者によって大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」という）が行われ、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

② 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」という）が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

i) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

iii) 独立委員会の設置

対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行いますが、本対応策を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会規程を定めるとともに、独立委員会を設置しました。

④ 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすること

が可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

⑤ 本対応策の適用開始、有効期限、継続及び廃止

本対応策は、平成19年2月8日に当社取締役会の決議をもって同日より発効し、平成19年6月28日に開催された第74回定時株主総会において承認いただきました。その後、平成22年6月25日開催の第77回定時株主総会、平成25年6月27日開催の第80回定時株主総会及び平成28年6月29日開催の第83回定時株主総会において継続承認をいただいております。

IV. 本対応策が基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっています。

② 株主意思を重視するものであること

本対応策は、当社取締役会決議にて決定いたしました。平成19年6月28日開催の第74回定時株主総会、平成22年6月25日開催の第77回定時株主総会、平成25年6月27日開催の第80回定時株主総会及び平成28年6月29日開催の第83回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいたことで、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本対応策における対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応策の透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本対応策における対抗措置の発動は、上記Ⅲ.③「大規模買付行為がなされた場合の対応」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	113,754	流動負債	72,010
現金及び預金	40,554	支払手形及び買掛金	18,022
受取手形及び売掛金	45,607	電子記録債務	8,353
商品及び製品	11,282	短期借入金	28,046
仕掛品	3,835	リース債務	1,282
原材料及び貯蔵品	6,284	未払法人税等	2,186
繰延税金資産	1,938	賞与引当金	2,109
その他	4,339	課徴金引当金	249
貸倒引当金	△87	その他	11,760
固定資産	120,368	固定負債	30,885
有形固定資産	68,274	長期借入金	15,187
建物及び構築物	19,257	リース債務	537
機械装置及び運搬具	29,333	繰延税金負債	6,892
土地	9,599	退職給付に係る負債	6,843
リース資産	1,844	役員退職慰労引当金	1,031
建設仮勘定	5,972	役員株式給付引当金	53
その他	2,266	資産除去債務	101
無形固定資産	2,888	その他	238
のれん	853	負債合計	102,896
その他	2,034	純資産の部	
投資その他の資産	49,206	株主資本	86,619
投資有価証券	27,833	資本金	4,754
長期貸付金	41	資本剰余金	4,205
出資金	12,740	利益剰余金	78,790
退職給付に係る資産	5,284	自己株式	△1,131
繰延税金資産	1,738	その他の包括利益累計額	16,397
その他	1,585	その他有価証券評価差額金	12,087
貸倒引当金	△18	繰延ヘッジ損益	△0
資産合計	234,122	為替換算調整勘定	3,519
		退職給付に係る調整累計額	791
		新株予約権	167
		非支配株主持分	28,041
		純資産合計	131,226
		負債・純資産合計	234,122

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金 額	
売	上		187,398
売	上		139,913
販	上		47,485
費	総		26,710
及	一		
び	般		
管	理		
理	費		
業	利		20,775
外	益		
取	息	192	
取	金	586	
配	当		
当	利	2,312	
分	益		
法	他	971	4,062
に	の		
よ	の		
る	投		
投	資		
資	利		
金	益		
支	用		
為	費		
支	用	305	
替	差	297	
の	他	211	814
常	利		
利	益		24,023
特	益		
別	却	42	
利	益		
有	入	127	170
価	入		
証	入		
金	入		
收	入		
入	入		
特	入		
別	入		
損	入		
資	入		
産	入		
除	入	57	
却	入	219	
損	入		
特	入	549	
別	入	593	1,420
調	入		
査	入		
費	入		
用	入		
特	入		
別	入		
調	入		
査	入		
前	入		
当	入		
期	入		
純	入		
利	入		
益	入		22,773
法	入	5,026	
人	入		
税	入		
、	入		
住	入		
民	入		
税	入		
及	入		
び	入		
事	入		
業	入		
税	入		
額	入	△90	4,936
調	入		
整	入		
期	入		
純	入		
利	入		
益	入		17,837
非	入		
支	入		
配	入		
株	入		
主	入		
に	入		
帰	入		
属	入		
す	入		
る	入		
当	入		
期	入		
純	入		
利	入		
益	入		5,682
親	入		
会	入		
社	入		
株	入		
主	入		
に	入		
帰	入		
属	入		
す	入		
る	入		
当	入		
期	入		
純	入		
利	入		
益	入		12,154

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,683	3,927	68,481	△923	76,168
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	71	71			142
剰 余 金 の 配 当			△1,845		△1,845
親会社株主に帰属する当期純利益			12,154		12,154
自己株式の取得				△357	△357
自己株式の処分		206		149	355
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	71	277	10,309	△207	10,450
当 期 末 残 高	4,754	4,205	78,790	△1,131	86,619

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	10,429	△6	2,969	△78	13,314	137	25,776	115,396
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行								142
剰 余 金 の 配 当								△1,845
親会社株主に帰属する当期純利益								12,154
自己株式の取得								△357
自己株式の処分								355
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,658	6	549	869	3,083	30	2,265	5,379
当 期 変 動 額 合 計	1,658	6	549	869	3,083	30	2,265	15,829
当 期 末 残 高	12,087	△0	3,519	791	16,397	167	28,041	131,226

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	27,652	流 動 負 債	23,184
現金及び預金	7,155	買掛金	5,039
受取手形	20	電子記録債務	1,251
売掛金	8,734	短期借入金	14,180
電子記録債権	1,413	未払金	496
商品及び製品	1,383	未払費用	527
仕掛品	1,923	未払法人税等	181
原材料及び貯蔵品	762	前受金	1
前払費用	109	預り金	199
関係会社短期貸付金	3,134	賞与引当金	792
繰延税金資産	498	その他	513
その他	2,515	固 定 負 債	13,979
固 定 資 産	78,286	長期借入金	7,478
有形固定資産	12,685	役員退職慰労引当金	911
建物	2,897	役員株式給付引当金	53
構築物	346	資産除去債務	49
機械及び装置	5,589	繰延税金負債	5,483
車両及び運搬具	14	その他	1
工具器具及び備品	354	負 債 合 計	37,163
土地	2,608	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	874	株 主 資 本	57,443
無形固定資産	315	資 本 金	4,754
のれん	22	資 本 剰 余 金	4,143
設備利用権	9	資本準備金	3,856
ソフトウェア	198	その他資本剰余金	286
特許権	85	利 益 剰 余 金	49,677
投資その他の資産	65,285	利 益 準 備 金	418
投資有価証券	21,321	その他利益剰余金	49,258
関係会社株式	27,441	固定資産圧縮積立金	193
出資金	216	別 途 積 立 金	40,648
関係会社出資金	12,269	繰越利益剰余金	8,416
従業員長期貸付金	13	自 己 株 式	△1,131
前払年金費用	3,513	評価・換算差額等	11,163
長期前払費用	10	其他有価証券評価差額金	11,163
その他	508	新 株 予 約 権	167
貸倒引当金	△8	純 資 産 合 計	68,775
資 産 合 計	105,938	負 債 ・ 純 資 産 合 計	105,938

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年 4月 1日から
平成30年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		43,458
売 上 原 価		31,151
売 上 総 利 益		12,307
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,992
営 業 利 益		4,314
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	55	
受 取 配 当 金	4,826	
経 営 指 導 料	222	
そ の 他	388	5,492
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	117	
為 替 差 損	110	
そ の 他	37	266
経 常 利 益		9,540
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	2
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	363	
減 損 損 失	147	
そ の 他	7	518
税 引 前 当 期 純 利 益		9,023
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,348	
法 人 税 等 調 整 額	236	1,585
当 期 純 利 益		7,438

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金			利益剰余金 合計
当期首残高	4,683	3,785	80	3,865	418	195	34,648	8,821	44,084	△923	51,709
当期変動額											
新株の発行	71	71		71							142
固定資産圧縮 積立金の取崩						△1		1	-		-
別途積立金							6,000	△6,000	-		-
自己株式の取得										△357	△357
自己株式の処分			206	206						149	355
剰余金の配当								△1,845	△1,845		△1,845
当期純利益								7,438	7,438		7,438
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	71	71	206	277	-	△1	6,000	△404	5,593	△207	5,734
当期末残高	4,754	3,856	286	4,143	418	193	40,648	8,416	49,677	△1,131	57,443

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	9,770	△5	9,764	137	61,611
当期変動額					
新株の発行					142
固定資産圧縮 積立金の取崩					-
別途積立金					-
自己株式の取得					△357
自己株式の処分					355
剰余金の配当					△1,845
当期純利益					7,438
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,393	5	1,398	30	1,429
当期変動額合計	1,393	5	1,398	30	7,163
当期末残高	11,163	-	11,163	167	68,775

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

T P R株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渥美龍彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山崎一彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T P R株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T P R株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

T P R株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渥美龍彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山崎一彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T P R株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、連結子会社において不適切な会計処理が判明し、特別調査委員会による事実関係及び発生原因等の確認が行われ、再発防止策等の提言が行われました。監査役会は、特別調査委員会の提言に基づく再発防止策の実施状況を監査・検証してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

T P R 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 (社外監査役)	小	林	純	夫	Ⓜ
常勤監査役	波	田	隆	重	Ⓜ
常勤監査役	加	藤		浩	Ⓜ
監査役 (社外監査役)	湊		信	幸	Ⓜ
監査役 (社外監査役)	尾	崎	眞	二	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第85期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりとしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金26円

総額 925,022,566円

なお、当期は1株につき26円の間配当を既にお支払いしておりますので、これを合わせた年間配当金は1株につき52円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るため、以下のとおりとしたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 5,600,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 5,600,000,000円

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役中村英剛氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">※ <small>すえ ひろ ひろし</small> 末 廣 博 (昭和33年9月11日生)</p>	<p>昭和56年4月 (株)富士銀行入行 平成15年5月 (株)みずほ銀行水戸支店長 平成16年9月 (株)みずほコーポレート銀行 欧州営業第一部長 平成18年4月 同行欧州業務管理部長 平成20年4月 同行執行役員営業第七部長 平成23年4月 同行常務執行役員アジア・オセアニア地域統括役員 平成26年4月 (株)みずほ銀行常務執行役員 米州地域ユニット長 平成27年4月 同行専務執行役員米州地域 ユニット長 平成29年4月 同行副頭取執行役員米州地 域本部長 平成30年5月 当社副社長執行役員(現任)</p>	0株
<p>取締役候補者とした理由 末廣博氏は、金融界において長年にわたり国内外の経営に携わり、金融・財務への豊富な経営経験と幅広い知見を有していることから、取締役候補者となりました。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者です。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役小林純夫氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また監査役波田隆重氏及び湊信幸氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	※ <small>すけ がわ ゆたか</small> 助川 豊 (昭和34年12月4日生)	昭和58年4月 安田生命保険相互会社入社 平成21年4月 明治安田生命保険相互会社情報システム部システムリスク管理担当 担当部長 平成26年4月 同社関連事業部付明治安田システム・テクノロジー(株)出向 (ITソリューション事業部門ICT開発本部本部長) 平成27年4月 明治安田システム・テクノロジー(株)取締役ITソリューション事業部門ICT開発本部本部長 平成30年4月 明治安田システム・テクノロジー(株)ITソリューション事業部門参事(現任) 平成30年6月 同社参事退任	0株
社外監査役候補者とした理由 助川氏は、他社の情報システム部門を長期にわたり歴任され、ITに関する豊富な経験と知見を有していることから、業務の監査を行うに適任であると判断し、監査役候補者としました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	※ <small>にながわ きんや</small> 蛭川 欽也 (昭和29年9月29日生)	昭和52年 8月 安田信託銀行(株)入行 平成12年10月 同行営業企画部担当部長 平成14年 4月 みずほアセット信託銀行(株) 本店営業第二部長 平成15年 3月 みずほ信託銀行(株)本店営業 第二部長 平成16年 4月 同行執行役員人事部長 平成18年 6月 同行常務執行役員 平成21年 4月 (株)みずほ年金研究所取締役社 長 平成22年 6月 (株)中央倉庫取締役(非常勤) 平成24年 4月 みずほ企業年金基金専務理事 平成28年 6月 奥多摩工業(株)取締役(非常 勤) (現任)	0株
社外監査役候補者とした理由 蛭川氏は、他社役員を長期にわたり歴任され豊富な経営経験と金融に関する豊富な経験と知見を有していることから、業務の監査を行うに適任であると判断し、監査役候補者としました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者です。
3. 候補者 助川豊氏及び蛭川欽也氏は社外監査役候補者であり、選任いただいた場合は、現任の尾崎眞二氏と共に当社の独立役員として東京証券取引所に届出をする予定です。これにより当社の独立役員は、社外取締役の鶴田六郎氏、本家正隆氏と合わせ5名となります。
4. 当社は、社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、蛭川欽也氏が選任いただいた場合は損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。契約内容の概要は下記のとおりです。(助川豊氏は常勤監査役就任予定の為対象外)
- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を辞任される中村英剛氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりです。

ふ 氏 り が な 名	略 歴
なか 中 むら 村 ひで 英 たけ 剛	平成29年6月 当社取締役 現在に至る

第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに

監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任される小林純夫氏、ならびに監査役を辞任される波田隆重氏及び湊信幸氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりです。

氏 名	略 歴
小林 純夫	平成26年6月 当社常勤監査役 現在に至る
波田 隆重	平成27年6月 当社常勤監査役 現在に至る
湊 信幸	平成24年6月 当社監査役 現在に至る

また当社は、監査役報酬体系見直しの一環として、平成30年5月15日開催の取締役会において監査役に対する退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、現監査役の加藤浩及び尾崎眞二の両氏に対し、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を当社所定の基準に従い相当額の範囲内において打切り支給することとし、贈呈の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的な金額、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる監査役の略歴は、次のとおりです。

氏 名	略 歴
加藤 浩	平成28年6月 当社常勤監査役 現在に至る
尾崎 眞二	平成28年6月 当社監査役 現在に至る

以上

× 毛

